

■ Article(vol. 70) ■

弁護士会役員の交際費について注目の東京高裁は一部取消し！

平成24年9月19日東京高裁判決 Z888-1602（棄却）

平成23年8月9日東京地裁判決 Z888-1602（原判決変更・一部認容）（上告受理申立て）

税理士 朝倉 洋子

はじめに

税理士業・弁護士業・司法書士業・行政書士業・不動産鑑定士業など、いわゆる士（サムライ）業と称される業種に共通のテーマとして、その業種特有の必要経費の範囲についての税務上の争いがある。

弁護士会役員の必要経費、特に交際費について、平成24年9月19日、東京高裁は注目すべき判断を示した。

I 事案の概要

本件は、弁護士業を営み、仙台弁護士会会長や日本弁護士連合会副会長等の役員を務めたX（原告・控訴人）が、これらの役員としての活動に伴い支出した懇親会費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、また、消費税等の額の計算上課税仕入れに該当するとして、所得税及び消費税等の確定申告をしたところ、処分行政庁である仙台中税務署長が、これらの費用については、所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することはできないとし、また、課税仕入れには該当しないなどとして、所得税及び消費税等の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、Xが、これらの支出の大部分が事業所得の金額の計算上必要経費に当たり、また、消費税等の額の計算上課税仕入れにも該当すると主張して、上記各処分の一部の取消しを求めたところ、原審は、Xの請求をいずれも棄却したため、Xが控訴したという事案である。

II 爭点

この事件の主要な争点は、次のとおりである。

- (1) 別紙記載の各支出を必要経費に算入することができるか否か。
- (2) 別紙記載の各支出のうち消費税関係支出が課税仕入れに該当するか否か。

III 裁判所の判断

- 1 本件各支出は、控訴人が、仙台弁護士会の次期会長予定者若しくは会長若しくは常議員会の常議員又は東北弁連の理事又は日弁連の次期副会長予定者若しくは副会長、理事若しくは業務改革委員会の副委員長又は弁護士として行った活動に要した費用である。
- 2 事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費と

して控除されるためには、当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。

- 3 被控訴人は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張する。しかし、所得税法施行令 96 条 1 号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が「事業所得を生ずべき業務の遂行上必要」であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものもあるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、「直接」という文言の意味も必ずしも明らかではないことからすれば、被控訴人の上記主張は採用することができない。
- 4 控訴人の弁護士会等の役員等としての活動が控訴人の「事業所得を生ずべき業務」に該当しないからといって、その活動に要した費用が控訴人の弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというものではない。なぜなら、控訴人が弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、これが、控訴人が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当することができるからである。
- 5 弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるということができるから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということができるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると解するのが相当である。
- 6 弁護士会等の目的やその活動の内容からすれば、弁護士会等の役員等が、① 所属する弁護士会等又は他の弁護士会等の公式行事後に催される懇親会等、② 弁護士会等の業務に關係する他の団体との協議会後に催される懇親会等に出席する場合であって、その費用の額が過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。
- 7 また、弁護士会等の役員等が、③自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等、④弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛け催される懇親会等に出席することは、それらの会議体や弁護士会等の執行部の円滑な運営に資するものであるから、これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資する

ものとして社会一般でも行われている行事に相当するものであって、その費用の額も過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。

8 弁護士が弁護士会等の役員に立候補した際の活動に要した費用のうち、立候補するために不可欠な費用であれば、その弁護士の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の費用については、これに該当しないと解するのが相当である。

IV コメント

所得税法 27 条は事業所得について、総収入金額から必要経費を控除して所得金額を計算すると定めている。事業所得に係る必要経費の範囲は、所得税法 37 条において、収入に直接対応する個別対応の費用と、その年分の期間に対応する費用とを分けて規定されている。

東京地裁は、弁護士会の役員等として支出した懇親会費等につき、弁護士である原告の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないと判示したために、全国の弁護士はもとより、税理士などいわゆる士業については、その影響が大であるとして、高裁の判断が注目されていたところ、東京高裁は一定の懇親会費等を必要経費と認めた上で、懇親会の後に開催された二次会については、個人的な知己との交際といった側面を含むといわざるを得ず、仮に業務の遂行上必要な部分が含まれていたとしても、その部分を明らかに区分することができる認められる証拠はないという判断を示した。

また、この事件は地裁では、弁護士 11 名、補佐人税理士 7 名が、更に高裁では、弁護士 54 名、補佐人税理士 11 名と圧巻の陣容を固めており、現在、国側が上告中であって、引き続き注目の事件となっている。

以上